

## 旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行ったので、  
旭川市契約事務取扱規則第16条の3第3項の規定により公表します。

令和7年12月12日

旭川市長 今 津 寛 介

### 1 契約の名称及び概要

- (1) 契約の名称 市営住宅政策空家前除雪業務委託
- (2) 契約の概要

ア 業務内容

春光台団地及び第4東鷹栖団地の政策空家前に通路を確保するための除雪業務

イ 履行期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

旭川市7条通9丁目 旭川市役所総合庁舎5階

旭川市建築部市営住宅課

電話 0166-25-5361

### 2 契約を締結した年月日

令和7年12月1日

### 3 契約の相手方の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

旭川市春光町3639番4

公益社団法人旭川市シルバー人材センター 理事長 中島 哲夫

### 4 契約金額

265,100円（うち消費税及び地方消費税相当額 24,100円）

### 5 契約の相手方とした理由

公益社団法人旭川市シルバー人材センター及び旭川市中高齢者福祉事業団から見積書を徴取した結果、公益社団法人旭川市シルバー人材センターの見積金額が予定価格の範囲内で最低価格であったため。